

平成27年労第450号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、建物設備のメンテナンス業を営むA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、同社の契約先であるC店（以下「事業場」という。）において、電気設備や建物全般の保守点検業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場におけるエアコンの修理業務に関する業務ミス of 責任の所在について上司と口論となり、掴み合い、押し合いとなって転倒し、右肩を床面に強打したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「右肩腱板断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件災害が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が受傷した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が受傷した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 判断の要件

他人の故意に基づく暴行による負傷が、業務上の事由によるものであるか否かの判断は、平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」によることとされており、これによれば、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。」とされている。

2 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 前記1に掲記したとおり、本件のような他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定するとされているところ、本件においても、請求人を負傷に至らしめた第二当事者の故意が、前記1の除外されるものに該当しないかが問題となるので、以下検討する。

(2) 請求人は、請求人が、平成〇年〇月〇日、事業場施設内において、第二当事者からエアコン修理業務におけるミスについて指摘されたことをきっかけに口論となり、同人から一方的に暴力を受け負傷したのであるから、本件傷病には業務起因性が認められる旨主張している。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、第二当事者が請求人の胸

元を掴み、投げ倒され、右肩を強打した旨述べているところ、第二当事者は、同年〇月〇日付け聴取書において、請求人がにじり寄ってきて第二当事者の首元を掴んだので、両手で押し戻したところ、請求人は、事務所のドア付近で仰向けに、第二当事者の襟首を掴んだまま転倒した旨述べている。第二当事者の申述によれば、請求人の挑発行為があった旨主張しているものと思料されるが、上記双方の申述からは、本件災害に至る具体的な状況については不明と言わざるを得ない。もっとも、請求人は、本件療養補償給付たる療養の給付請求書において、災害の原因及び発生状況について、「C店内後方〇階会社設備事務所及び事務所前通路において、契約先（C店）店長より業務内容について注意を受けた事を第二当事者から伝えられたが、業務ミスに関する責任所在について意見が異なり口論となり、お互い大声を出しながら掴み合い、押し合いとなった。興奮状態であった為、詳細については明確には覚えていないが、結果として請求人が転倒し右肩を床面に強打し、右腕が肩以上に上がらない状態となった。」と記載しており、この記載内容からみれば、本件災害に至る状況の中で、両者のやりとりは不明と言わざるを得ないものの、口論となって以降、既に喧嘩状態にあったものといえることができる。この点、E部長も、請求人と第二当事者の関係について、本件災害発生前に、コミュニケーションがうまくいっていないこと、お互いが相手のことをよく思っていない旨の報告を受けていた旨述べており、本件災害発生以前から、両者の関係が良好ではなかったことは周囲からも客観的に認識されていたと認められる。そうすると、本件災害は、請求人のミス指摘した第二当事者の発言がきっかけで口論となったが、互いに感情が高ぶり興奮して、いわゆる喧嘩状態に至った中で生じたものとみることが相当である。以上のことからすると、第二当事者の故意が私的怨恨に基づくものと認められ、本件災害による本件傷病は、前記1に掲記した除外されるものに該当することから、業務に起因するものということとはできない。

- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。